

加入者の皆さまと
全国健康保険協会船員保険部を結ぶ
コミュニケーションペーパー

船員保険通信 2023

令和5年8月発行

CONTENTS

健診のご案内	P.2
特定保健指導のご案内	P.3
宿泊補助のご案内	P.4
給付内容のご案内	P.6
療養補償証明書のチェックポイント	P.8
船員保険疾病任意継続の加入について	P.9
船員保険の決算について	P.10
令和4年度の船員保険の事業について	P.11
船員保険健康アプリのご案内	P.12

船員保険イメージキャラクター
かもめっせ

前年度の船員保険事業
の概況やお知らせなど
様々な情報をご案内
します！

お見逃しなく！

全国健康保険協会
船員保険

〒102-8016
東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング 14 階
TEL 03-6862-3060
営業時間 午前8時30分から午後5時15分(土日・祝日、年末年始は除く)

メルマガ
「うみがめ〜る」
会員募集中



PICK UP 情報
船員保険部からの旬な
お知らせをいつでも
確認できます！



健診のご案内

Q 船員保険では、どのような健診の補助を受けられますか？

- A
- ① 全額または一部に費用補助がある健診を受けられます。
 - ② 健診の結果、生活習慣の改善が必要と判定された方は**無料**で特定保健指導を受けられます。

健診のご案内

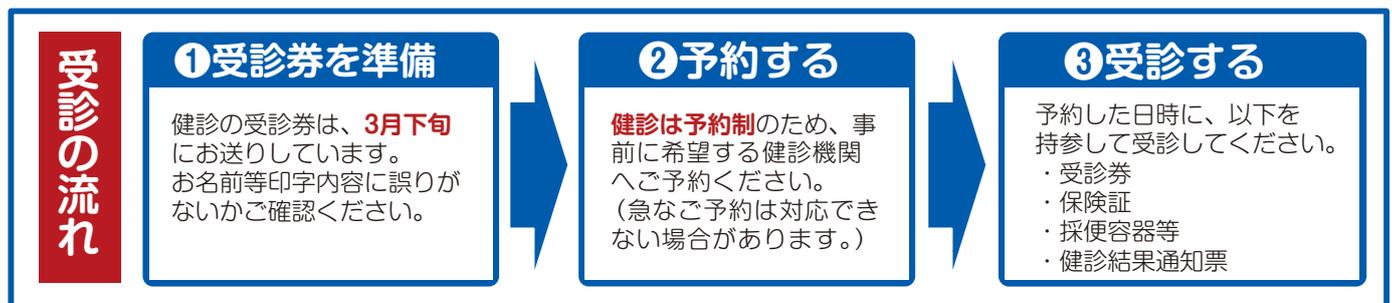
■ 被保険者の方（ご本人）の健診

健診の種類		対象者 ※年齢は当年度の年齢	受診者負担上限額（税込）
生活習慣病予防健診	一般健診・巡回健診	35歳以上75歳未満の方 (75歳誕生日の前日までの方)	無料 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">がん検診もついて通常20,000円以上が無料！</div>
	総合健診		4,936円 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">通常30,000円以上！</div>
健診に追加して受診（付加健診）	子宮頸がん検診	偶数年齢女性	無料 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">令和4年度から無料になり、多くの方に受診いただけるようになりました。</div>
	乳がん検診	40歳以上の偶数年齢女性	無料
	前立腺がん検診	50歳以上の男性	926円
	眼底検査	40歳以上 (医師が必要と判断した場合のみ実施)	79円
	C型肝炎ウイルス検査	過去にこの検査を受けたことがない希望者	431円

■ 被扶養者の方（ご家族）の健診

健診の種類	対象者 ※年齢は当年度の年齢	受診者負担上限額（税込）
生活習慣病予防健診 (付加健診)	40歳以上75歳未満の方 (75歳誕生日の前日までの方)	受診者負担上限額は被保険者と同じです。 一般健診、子宮頸がん・乳がん検診は 無料 で受けられます。
特定健康診査		無料または健診費用総額-7,150円

多くの健診機関で手帳健康証明を受けることができます。(別途証明費用が必要です。)



受診券が手元にない場合は？

健診の受診には「受診券」が必要です。紛失や未着などお手元にない場合は、右の二次元コードを利用してスマートフォン等で発行手続きができます。



● 手続きは一般財団法人船員保険会のホームページからとなります。

特定保健指導のご案内

船員保険では、40歳から74歳の方のうち、健診結果や生活習慣の問診等からメタボリックシンドローム（予備群）の方を対象に、「特定保健指導」を無料で実施しています。
保健師などの専門スタッフから生活習慣の改善をするためのアドバイスを受けることができますので、ご自身の健康を見直すため、ぜひ、積極的にご利用ください。

特定保健指導の対象となるリスクなど

STEP1

腹囲とBMI(肥満指数)で内臓脂肪蓄積のリスクがあるかを判定します。

腹 囲		BMI
 85cm 以上 男性	 90cm 以上 女性	 腹囲不該当かつ BMI 25 以上 BMI=体重(Kg)÷(身長(m)×身長(m))

STEP2

STEP1に該当した方で、右のリスクにひとつでもあてはまれば、特定保健指導の対象になります。

健診結果と問診の追加リスク	
A 血糖  空腹時血糖 100mg/dL 以上 or HbA1c 5.6% 以上	B 脂質  中性脂肪 150mg/dL 以上 or HDLコレステロール 40mg/dL 未満
C 血圧  収縮期血圧 130mmHg 以上 or 拡張期血圧 85mmHg 以上	D 喫煙歴  ABCいずれかに該当した場合、リスクとしてカウント

STEP3

該当したリスクの数に応じて右のどちらかのコースをご案内します。
下記のご利用方法に従って、保健指導を受けてください。

保健指導のコース	
動機付け支援	積極的支援

特定保健指導のご利用方法

健診の当日にご利用いただくか、後日、船員保険からのご案内でお申し込みください。後日利用の申込方法は右のとおりです。

健診機関で受ける	船員保険指定の事業者で受ける
●申込先 各健診機関	●申込先 船員保険情報センター
●申込方法  電話予約	●申込方法  郵送  スマホ  PC

ご利用の流れ

①利用券を準備

健診を受診した2,3か月後に、特定保健指導の基準に該当した方へ、ご案内と利用券をお送りします。

②申込する

ご案内を確認いただき、健診機関で受ける場合は健診機関へ、それ以外は船員保険情報センターへお申し込みください。

③利用する

健診機関で受ける場合は、予約日にご来院ください。それ以外は、事業者より連絡がありますので、案内に従い日程をご予約ください。

特定保健指導の対象者には「利用券」と案内パンフレットをお送りします。
お申し込みの詳細は案内パンフレットをご確認ください。

宿泊補助のご案内

旅行代理店の契約宿泊施設

旅行日の10日前までに申し込みが必要です

対象の方
船員保険の加入者

補助額
1泊3,000円

利用回数
お1人につき**4泊**まで
(4月から翌年3月まで)

ご利用方法

インターネットで申し込みの場合



たびゲーター専用サイトよりお申し込みください

全国各地の「JTB契約施設」「るるぶトラベル契約施設」を保養施設として利用できます。※一部、対象外の「JTB契約施設」があります。

① ホームページより申請

たびゲーター専用サイトURLより申請。

② クーポンの受取

クーポン(補助金利用分)が登録のメールアドレスに届く。

③ 宿泊予約

クーポン(補助金利用分)を使って予約。



たびゲーターの検索サイトから、泊まりたい日付、宿を選び **利用申請** ボタンを押す。

補助金申請から
宿泊・予約まで**ネットで完結**



※この時点では、まだ予約はできません。利用申請後②、③の手順に進みます。

窓口またはお電話で申し込みの場合

旅行代理店(近畿日本ツーリスト、JTB、日本旅行)にお申し込みください

① 旅行代理店へ 予約

船員保険に加入
しています



旅行代理店の窓口またはお電話により宿泊施設を予約。

② 船員保険部へ 申請



船員保険部ホームページ掲載の利用申込フォームより申請。(郵送での申請も可能)

③ 利用申込書の到着



④ 旅行代理店へ 旅行代金の支払い



精算時のお会計から
3,000円OFF

船員保険保養所等

全国12施設 保険証の提示で補助が受けられます

対象の方
船員保険の加入者

補助額
1泊3,000円

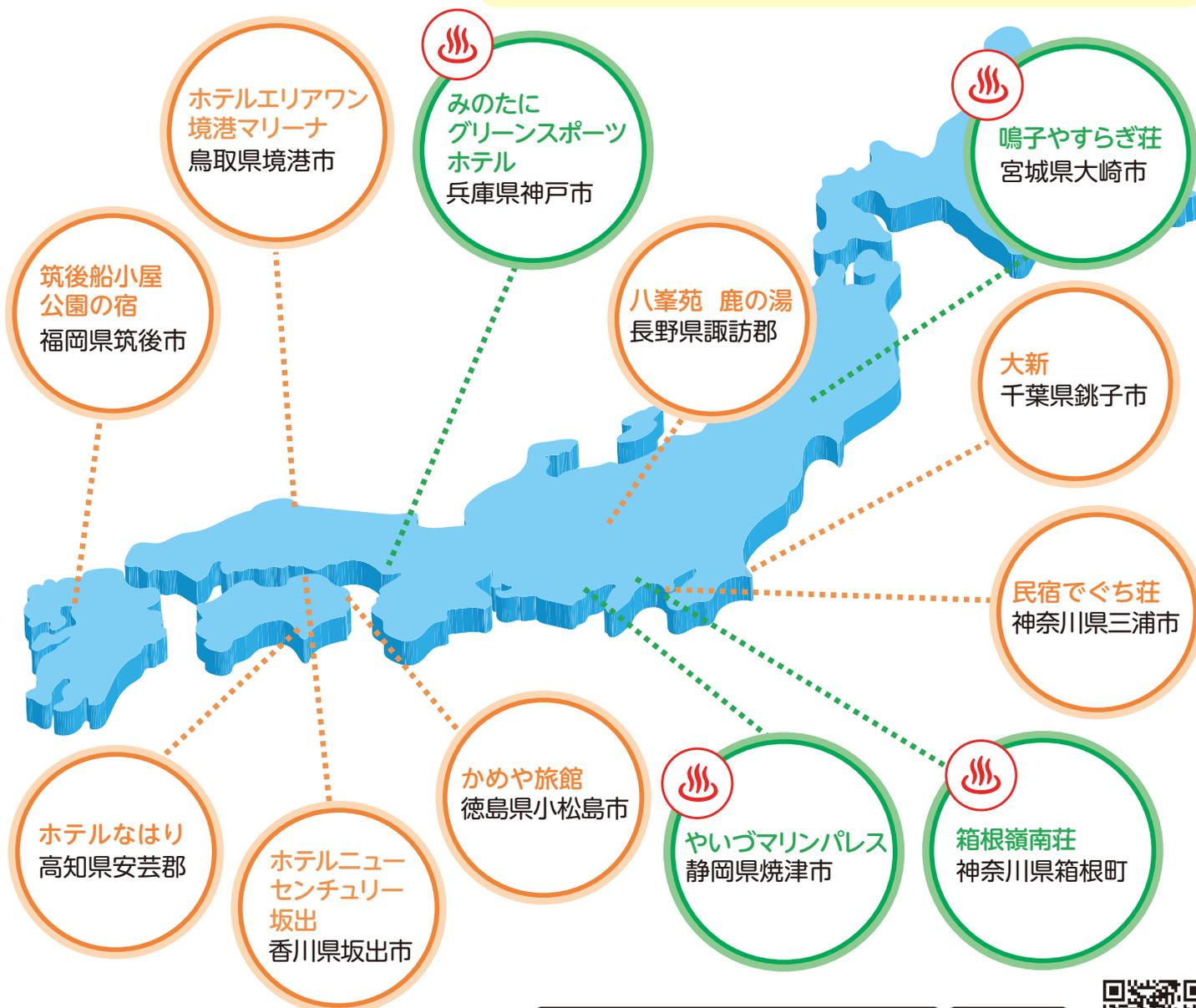
利用回数
何度でも何日でも
ご利用いただけます

ご利用方法

- ① 宿泊したい保養所等に直接、宿泊の予約をしてください。
- ② 宿泊当日、窓口にて船員保険の保険証を提示していただくことで1泊3,000円の宿泊補助が受けられます。



マークがある保養所等は、
宿泊補助のほかに日帰り入浴も無料で
利用できます。



船員保険 旅行

検索



保養事業について詳しくは右の二次元コードからホームページをご覧ください。

給付内容のご案内

Q 船員保険ではどのような給付を受けられますか？

A 職務外の事由により病気やけがをしたときは、保険医療機関（病院・診療所等）に保険証を提出し、一部負担金を支払うことで、診察・投薬などの治療を受けることができます。
その他にも以下の給付を受けることができます。

1 職務外で病気やけがなどをした時の給付

給付の種類	給付される場合	給付額
療養費	立替払い、 治療用装具を作成したときなど	かかった費用の7割 (小学校入学前、70歳以上の所得区分一般の方は8割)
下船後の療養補償	乗船中にはじめて 職務外の病気やけがをしたとき	<療養に関する費用の給付割合> 下船日から3か月目の末日までの間は、保険診療分について自己負担なし →8ページのチェックポイントをご覧ください

高額療養費	医療費の支払いが高額になったとき	<70歳未満の同一月内の自己負担限度額>		
		被保険者の所得区分	自己負担限度額計算式	多数該当
<p>自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。</p>	ア(標準報酬月額83万円以上)	$252,600円 + (総医療費 - 842,000円) \times 1\%$	140,100円	
	イ(標準報酬月額53万~79万円)	$167,400円 + (総医療費 - 558,000円) \times 1\%$	93,000円	
	ウ(標準報酬月額28万~50万円)	$80,100円 + (総医療費 - 267,000円) \times 1\%$	44,400円	
	エ(標準報酬月額26万円以下)	57,600円	44,400円	
	オ(低所得者)*	35,400円	24,600円	

*被保険者が住民税の非課税者で、かつ、区分ア、イに該当しない方

<70歳以上の同一月内の自己負担限度額>

被保険者の所得区分	自己負担限度額計算式	
	個人単位(外来のみ)	世帯単位(外来+入院)
現役並み所得者Ⅲ*1 (標準報酬月額83万円以上)	$252,600円 + (総医療費 - 842,000円) \times 1\%$ 【多数該当 140,100円】	
現役並み所得者Ⅱ*1 (標準報酬月額53万~79万円)	$167,400円 + (総医療費 - 558,000円) \times 1\%$ 【多数該当 93,000円】	
現役並み所得者Ⅰ*1 (標準報酬月額28万~50万円)	$80,100円 + (総医療費 - 267,000円) \times 1\%$ 【多数該当 44,400円】	
一般(それ以外)	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 【多数該当 44,400円】
低所得者Ⅱ*2	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ*3		15,000円

*1 高齢受給者証の負担割合が3割の方

*2 被保険者が住民税の非課税者で、かつ、現役並み所有者に該当しない方

*3 被保険者とその扶養家族すべての方の収入から、必要経費・控除額を除いた後の所得がなく、かつ、現役並み所得者に該当しない方

医療費が高額になりそう
なときは限度額適用認定
証をご利用ください！
医療機関等での窓口負担
が自己負担限度額までに
軽減されます。
オンライン資格確認が導
入されている医療機関で
は、限度額適用認定証が
なくても、患者が医療機
関への情報提供に同意す
ると高額療養費制度にお
ける限度額を超える支払
いが不要になります。

詳しくはこちらの
二次元コードから
ホームページをご
覧ください。





各給付について詳しくはこちらの二次元コードからホームページをご覧ください。



給付の種類	給付される場合	給付額
傷病手当金	病気やけがで療養のため仕事を休み、給与が受けられないとき	1日あたりの金額：【支給開始日の以前の継続した12か月間の各標準報酬月額を平均した額】÷30日×(2/3)
出産手当金	出産のため仕事を休み、給与が受けられないとき	
出産育児一時金	妊娠85日以後に 出産 したとき	1児につき500,000円 ※令和5年3月以前の出産の場合は420,000円 (妊娠22週未満または産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産された場合は488,000円 ※令和5年3月以前の出産の場合は408,000円)
葬祭料	亡くなったとき	被保険者・被扶養者ともに50,000円
葬祭料付加金		被保険者 (被保険者の資格喪失時の標準報酬月額の2か月分－50,000円) ※亡くなられた被保険者により生計を維持されていた方がいない場合には、実際に葬祭をされた方に対して標準報酬月額2か月分の範囲内で葬祭に要した費用に相当する額 被扶養者 (被扶養者が死亡した当時の被保険者の標準報酬月額の1.4か月分－50,000円)

2 職務上で病気やけがなどをした時の給付

給付の種類	給付される場合	給付額
休業手当金	職務上の事由による病気やけがで療養のため仕事を休み、給与が受けられないとき	<ol style="list-style-type: none"> 休業1日目から3日目(労災保険給付の待期間) 標準報酬日額の全額 休業4日目から4か月以内 標準報酬日額の4割から労災保険法の休業特別支給金の額を控除した額 療養開始1年6か月経過後で、船員保険の標準報酬日額が労災保険法で定める額を上回る場合 標準報酬日額から労災保険法に定める額を控除した額の6割
休業特別支給金	労災保険から休業(補償)給付を受け、その給付基礎日額が一定の水準を下回るとき	
行方不明手当金	乗船中、職務上の事由により行方不明になり1か月以上経過したとき	1日につき、標準報酬日額相当額 (行方不明となった日の翌日から3か月を限度)
その他年金など	職務上の事由による傷病で障害が残ったとき 障害年金、障害手当金、障害差額一時金 など 職務上の事由で死亡し、遺族がいるとき 遺族年金、遺族一時金、遺族年金差額一時金 など	



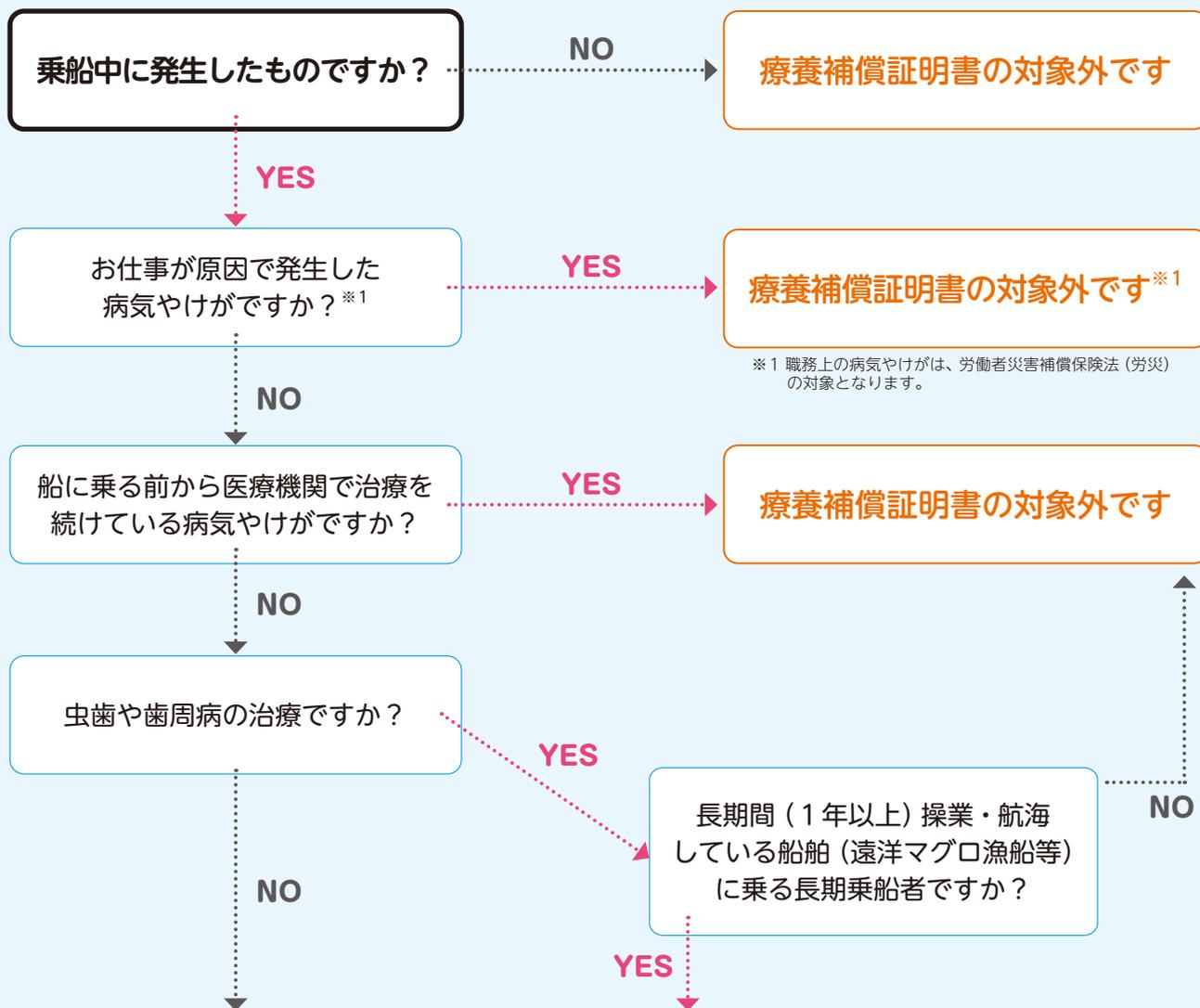
職務上給付(休業手当金、休業特別支給金、行方不明手当金)について詳しくはこちらの二次元コードからホームページをご覧ください。

職務上年金はこちら



療養補償証明書のチェックポイント

下船後三月の療養補償は、「乗船中（原則として船舶内）に、はじめて発生した職務外の病気やけが」が対象になります。療養補償証明書を発行する前に、下記のフローチャートをご参照いただき、適正な使用にご協力ください。



※1 職務上の病気やけがは、労働者災害補償保険法（労災）の対象となります。

療養補償証明書をご使用いただけます※2

●医療機関（薬局）及び船員保険部に療養補償証明書を提出いただく必要があります。

※2 「下船後三月満了年月日」経過後の受診には自己負担（一部負担金）が発生します。

「下船後三月の療養補償」の対象と認められなかった場合は、被保険者の方に医療機関等の窓口でお支払いいただくはずであった一部負担金相当額（職務上の傷病の場合は医療費の全額）を後日、船員保険部へ返還いただくことになります。



船員保険疾病任意継続の加入について

Q 資格を喪失した後も船員保険に加入したいときは、どうすればよいですか？



下記の加入要件を満たしてお申し込みいただければ、
疾病任意継続被保険者として引き続き船員保険にご加入いただけます。
※ 船員保険（医療保険）のみ継続加入する制度です。年金は含んでおりませんのでご注意ください。

疾病任意継続に加入 するための2要件

(2つとも満たす必要があります)

資格喪失日の前日までに、船員保険の被保険者期間（疾病任意継続被保険者の期間を含まない）が継続して2か月以上あること

資格喪失日から20日以内に船員保険部に申請いただくこと

疾病任意継続に加入できる期間は最長で2年間です。ただし、以下の①～⑤のいずれかに該当する場合は、2年を経過する前に資格を喪失します。

- 1 就職して船員保険・健康保険・共済の被保険者になったとき
- 2 保険料を期日までに納めなかったとき
- 3 疾病任意継続被保険者でなくなることを希望したとき
- 4 後期高齢者医療制度に加入したとき
- 5 被保険者が亡くなったとき

保険料について

保険料は資格喪失した時の標準報酬月額により決定され、全額ご本人負担となります。ただし、資格喪失した時の標準報酬月額が一定以上（令和5年度は44万円）の方には保険料の上限があります。なお、保険料は保険料率の変更や標準報酬月額の上限額の変更等の場合を除き、原則として2年間変わりません。



保険証の発行をお急ぎの方へ

疾病任意継続の保険証は、「退職日（または資格喪失日）が確認できる証明書」を疾病任意継続被保険者資格取得申出書に添付いただくことで、証明書に記載された日付に基づき保険証を発行することができます。保険証の発行をお急ぎの方は証明書のコピーを添付して下さい。

※ 証明書の添付が無くても日本年金機構からの資格喪失情報に基づきお手続きできます。

■ 証明書の例

- ・船舶所有者様が証明した退職証明書
- ・雇用保険被保険者離職票
- ・船員保険被保険者資格喪失届 など

扶養認定に関する添付書類について

ご家族を被扶養者とする届出を行う際は、「船員保険 疾病任意継続被保険者 資格取得申出書」、「船員保険 疾病任意継続被保険者被扶養者（異動）届」に添付書類が必要となります。

- 満16歳以上の方が被扶養者として加入する場合には、収入状況を確認できる書類が必要となります。
(学生であっても、収入状況が確認できる書類の添付が必要です)
- 被保険者と別居されている方が被扶養者として加入する場合は、仕送り金額が確認できる書類の添付が必要となります。
(国内に居住している16歳未満の方、または16歳以上の学生の方を被扶養者として加入させる場合には仕送り金額が確認できる書類の添付は不要です)
- 新たにご家族の方が被扶養者として加入する場合（例：疾病任意継続加入期間中に生まれたお子様が扶養家族として加入する場合など）、被保険者との続柄が確認できる書類の添付が必要となります。
(在職時に船員保険の被扶養者であった方が、疾病任意継続に引き続き加入される場合は添付不要です)



疾病任意継続について詳しくはこちらの二次元コードからホームページをご覧ください。

添付書類の詳細についてはこちら



船員保険の決算について

令和4年度の収入は約465億円、支出は約420億円で収支差は約45億円となりました。

船員保険の財政状況は近年比較的安定していますが、後期高齢者支援金の増加等が見込まれることから、中長期的な観点から慎重な財政運営を行う必要があります。



■ 令和4年度決算

(単位：億円)

保険料等交付金	362
疾病任意継続被保険者保険料	10
国庫補助金等	30
職務上年金等交付金	50
準備金戻入	13
その他	1
収入計	465
保険給付費	259
拠出金等	92
介護納付金	30
業務経費等	39
その他	0
支出計	420
収支差	45

船員保険事業の費用の一部について、国から補助金が交付されています。

被保険者の疾病保険料負担を軽減するため、保険料の0.4%に相当する準備金を約13億円取り崩し、収入に繰り入れています。

【内訳】

医療給付費	185億円	病院の診療等にかかった費用
現金給付費	37億円	傷病手当金などの給付費
年金給付費	37億円	障害年金や遺族年金など

高齢者医療にかかる拠出金等です。

翌年の準備金として繰り入れます。

令和4年度決算の詳細についてはこちら
※第60回船員保険協議会資料(R5.7.20開催)



令和5年度予算についてはこちら
※第59回船員保険協議会資料(R5.3.16開催)



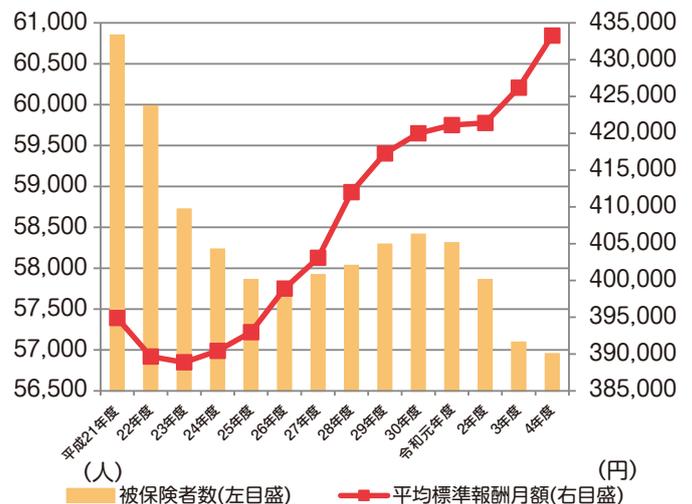
令和5年度保険料率についてはこちら



船員保険被保険者の状況

- 令和4年度末の被保険者数は56,952人でした。令和3年度末から140人の減少となりました。
- 令和4年度の被保険者一人あたりの平均標準報酬月額^{※1}は433,262円でした。平成24年度から11年連続の増加となりました。

※1 標準報酬月額とは船員保険の被保険者が受ける報酬を一定の幅で区分したものです。この標準報酬月額をもとに、保険料の額や保険給付の額が計算されます。



令和4年度の船員保険の事業について

○サービス向上のための取り組み

船員保険事業について、その一部をご紹介します

迅速な業務の実施

各種給付金(傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、葬祭料(費))の受付から振り込みまでの期間を10営業日以内、保険証の発行については船員保険部に必要な情報が届いてから3営業日以内を目標として、迅速かつ正確なサービスの提供に努めています。

○保養事業の利用促進

旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業

旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業については、加入者の利便性向上のため、インターネットのみで手続きが行える旅行代理店と契約を行っています。年々、利用者は増加傾向で推移しています。ぜひ、ご活用ください！



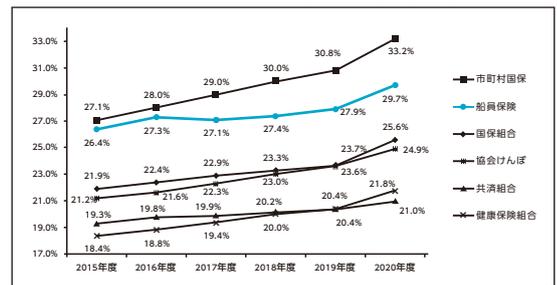
○健康づくりを支援するための取り組み

船員の健康の状況

船員保険被保険者の年齢構成は他の保険者と比べて50歳代後半から60歳代前半の被保険者の割合が高いという特徴もあり、他の保険者と比べてメタボリックシンドローム該当者の割合が高くなっています。(図1参照)

また、喫煙率についても以前より他の保険者と比較して高い傾向がありました。喫煙が様々な疾病の原因と関連性があることから、喫煙率の減少は船員保険の重要な課題の一つと言えます。(図2参照)

各医療保険者における特定健診受診者(男性)のメタボリックシンドローム該当者の割合(図1)



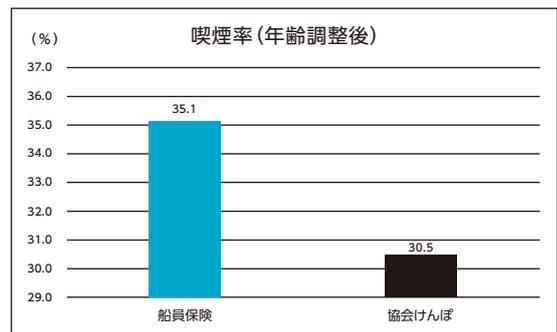
＜データ出典＞2020年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況(厚生労働省ホームページ)。
 ※船員保険については40～74歳の特定健診受診者(全体)に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合。その他の保険者については40～74歳の特定健診受診者(男性)に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合

船舶所有者に対する支援

船員の健康づくりは、船舶所有者が自社船員の健康課題を適切に把握し、その課題解消に向けた健康づくりを行うことが重要です。これらの取り組みを船員保険部が支援する「船員の健康づくり宣言」のエントリーを2020(令和2)年9月から開始し、エントリー数は2023(令和5)年3月末時点で110社となりました。(図3参照)

健康づくりの取り組みは振り返りと今後に向けた改善を継続的に行うことが重要です。ご参加いただいた船舶所有者様への継続的な支援はもちろんのこと、取り組みを振り返るツールを提供すること等を通じ、健康づくりの取り組みの充実化を図っていきます。

船員保険と協会けんぽの喫煙率の比較(図2)



船員保険(35歳～74歳の被保険者) 2021年度健診結果データ
 協会けんぽ(35歳～74歳の被保険者) 2020年度健診結果データ

＜補足＞

- 上記、船員保険の喫煙率は、協会けんぽと健診受診者の年齢構成が異なりますので、協会けんぽの年齢構成比に置き換えることにより調整しています。
- 船員保険については、船員手帳の健康証明データを含めておりません。
- 船員保険被保険者の男性の割合が高いことが影響していると考えられますが、協会けんぽ被保険者の男性と比較しても船員保険のほうが喫煙率は高くなっています。

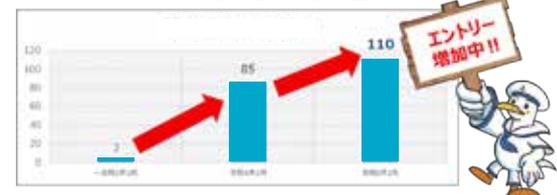
加入者に対する支援

船員保険加入者は他の医療保険加入者と比べて喫煙率が高い傾向にあることから、「喫煙対策」を重点事項として掲げ、禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、スマートフォンを活用したオンラインによる禁煙プログラム(船員保険卒煙プロジェクト)を実施しています。

令和4年度中にプログラムを終了した方は126人でした。プログラム終了者のうち73人の方が禁煙に成功し、禁煙成功率は約57.9%となりました。

また、スマートフォン等のアプリを通じて、健診結果に対する理解促進を図り、ヘルスリテラシーの一層の向上を促す「船員保険健康アプリ」の運用を開始しました。健康づくりに資する情報配信を積極的に行っています。詳細は12ページをご覧ください。

エントリー船舶所有者数の推移(図3)



健康を持ち歩こう

船員保険健康アプリ



※ 全国健康保険協会船員保険部が保有する健診結果に限ります。

アプリをダウンロード

保険者番号は「02130011」

無料



本文中に記載されている会社名、製品名等は、各社の登録商標または商標です。本文中ではTM、®マーク等は省略していません。
 ※Apple, Apple logo, iPad, iPhone, Safariは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。
 ※iOS商標は、Cisco Systems, Inc.のライセンスに基づき使用されています。
 ※App Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。
 ※Google, Android, Google Chrome, Google Playは、Google Inc.の商標です。
 ※Google PlayおよびGoogle Playロゴは、Google LLCの商標です。

お問合せ先

「MY HEALTH WEB」ヘルプデスク TEL: 03-5213-4467 平日(土日祝日除く) 9:00~17:00

お問合せの際は「船員保険に加入している事」と「保険証の記号・番号」をお伝えください。当事業は株式会社法研に委託しています。株式会社法研は「プライバシーマーク」使用の許諾事業者として認定されています。



10190131(09)